

九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県(以下「九州・山口9県」という。)において、次に掲げる災害(以下「武力攻撃災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあり、被災県又は要避難地域若しくは避難先地域を管轄する県(以下「被災県等」という。)独自では十分に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する国民の保護のための措置及び法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置(以下「国民保護措置等」という。)が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

- 一 法第2条第4項に規定する武力攻撃災害
- 二 法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害

(応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 武力攻撃災害等に対処するための物資や資機材の提供
- 七 その他国民保護措置等に必要な事項

(協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の相互調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
ただし、国民保護措置等の実施状況により任期延長が必要と判断される場合は、各県協議のうえ、任期を延長することができるものとする。
- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県等は、災害の状況等の要請する理由及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話、電子メール、ファクシミリ等可能な限り2以上の手段により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県等に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県等は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県等に通知するものとする。
- 6 被災県等は、応援を要請するに当たって、武力攻撃災害等の状況その他必要な情報の提供を行う等、応援に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。
- 7 被災県等以外の県は、武力攻撃災害等の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援に従事する者の指揮等)

第5条 応援に従事する者は、法第12条第2項の規定に基づき、国民保護措置等の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

2 応援を受ける県が指揮不能の場合は、応援に従事する者は幹事県の調整の下に行動するものとする。

3 応援を受けた県は、応援に従事する者に対し、随時武力攻撃災害等の状況その他必要な情報を提供する等安全の確保に十分配慮するものとする。

(経費の支弁)

第6条 応援に要した経費は、法第165条第1項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、応援を受けた県が支弁する。

2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から求めがあった場合には、法第165条第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 他の武力攻撃災害等に係る応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

2 第3条第5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成18年10月23日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印の上、各1通を保管する。

平成18年10月23日

福岡県知事 麻生 渡 宮崎県知事 安藤 忠 恕

佐賀県知事 古川 康 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

長崎県知事 金子 原二郎 沖縄県知事 稲嶺 恵 一

熊本県知事 潮谷 義子 山口県知事 二井 関 成

大分県知事 広瀬 勝 貞